

ひとり親家庭支援センター業務 委託仕様書

1 委託事業の内容

(1) 就業支援事業【従来分】

就業支援員（非常勤職員 週4日（月18日程度）勤務）を配置し、次の業務を行う。

- ① 母子・父子自立支援員など相談関係職員に対する活動支援
- ② ひとり親家庭の母等への就業相談
センター事務所でを行うほか、必要に応じて現地を訪問して行う。
- ③ 訪問等による企業の啓発、求人開拓
- ④ ひとり親家庭の母等への求人情報の提供

(2) 生活相談事業【従来分】

ひとり親家庭の生活の困りごとや子どもの養育等についての相談に応じ、必要な場合には他の相談機関等につなぐ。

(3) 母子・父子自立支援プログラム策定事業【従来分】

就業相談者等のうち母子・父子自立支援プログラム策定事業に基づき、自立に向けたプログラムを策定するのが適当と判断されるひとり親に対して、個々の状況等に応じた自立支援計画を策定し、きめ細やかに自立・就労を支援する。

(4) 養育費確保に関する弁護士相談支援事業【拡充分】

離婚前後の養育費確保に関する相談を受け、必要があると判断した場合には、弁護士等の専門相談を実施する。

2 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 契約限度額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4,559,942円

ただし、「1 委託事業の内容」のうち、(1)～(3)の従来分の契約限度額は、4,284,942円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とし、(4)の拡充分の契約限度額は、275,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。